

三鷹市市民体育施設条例施行規則取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、三鷹市市民体育施設条例施行規則（平成28年三鷹市規則第51号。以下「規則」という。）に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸切使用の団体登録)

第2条 規則第4条第2項の三鷹市市民体育施設（以下「体育施設」という。）の貸切使用の団体登録の資格要件は、別表の左欄に掲げる体育施設について、団体区分の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる団体登録の要件のいずれにも該当するものとする。

2 団体登録は、1団体につき1登録とする。

3 団体の構成員は、同一種目で複数の団体に登録することはできない。

4 団体は、規則第4条第1項の三鷹市市民体育施設使用団体登録申請書を提出する際に、代表者、連絡担当者及び構成員の氏名、住所及び生年月日を証するものを提示しなければならない。ただし、代表者、連絡担当者又は構成員が市外に住所を有する者で市内に通勤し、又は通学する場合は、その事実を証するものを併せて提示するものとする。

(使用団体登録カードの有効期間及び更新)

第3条 規則第4条第3項の使用団体登録カード（以下「登録カード」という。）の有効期間は、次項に規定する登録基準日から起算して3年間とする。ただし、登録基準日以降の有効期間の途中で交付された登録カードの有効期間は、交付された日から有効期間までの残りの期間とする。

2 登録基準日は平成29年4月1日を第1回と定め、以後3年目ごとの4月1日とする。

3 登録カードの交付を受けた団体が、第1項の有効期間の満了後も団体登録を希望する場合は、市長が別に定める受付期間内に規則第4条第1項の規定による申請をしなければならない。

(登録カードの譲渡等の禁止)

第4条 団体登録をしている団体（以下「登録団体」という。）は、登録カードを他に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

(団体登録の変更及び廃止)

第5条 登録団体は、当該登録に係る届出事項の内容に変更が生じたとき、又は当該団体登録を廃止しようとするときは、速やかに使用団体登録変更・廃止届（様式第1号）を市長に届け出なければならない。

(団体登録の取消し)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その団体登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条の団体登録の資格要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、団体登録の申請又は体育施設の使用の申込みをしたとき。
- (3) 登録団体が、三鷹市市民体育施設条例（昭和48年三鷹市条例第24号。以下「条例」という。）又は規則に違反したとき。
- (4) その他市長が登録について不適当と認めるとき。

（登録カードの再交付）

第7条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するとき、使用団体登録カード再交付申請書（様式第2号）により、市長に登録カードの再交付を申請することができる。

- (1) 登録カードを著しく毀損又は汚損したとき。
- (2) 登録カードを紛失又は盗難その他の事由により忘失したとき。

2 市長は、前項の登録カードの再交付の申請について承認したときは、登録カードを登録団体の代表者に再交付する。

（代表者等の責務）

第8条 代表者の責務は、次に掲げるものとする。

- (1) 三鷹市との連絡及び調整に関すること。
- (2) 団体の構成員に対し、規則第17条各号に規定する使用者の義務の遵守を促すこと。
- (3) 使用開始時及び使用終了時における体育施設の点検に関すること。
- (4) 使用中における体育施設の管理及び団体の構成員の監督に関すること。
- (5) 使用後の実績報告に関すること。

2 体育施設を使用する際に代表者が不在の場合には、団体は18歳以上の使用責任者を別に定めるものとし、当該使用責任者は、代表者に代わり前項各号に掲げる責務を担うものとする。

（団体登録の特例等）

第9条 規則第4条第4項の市長が特に認める団体とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 三鷹市
- (2) 条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）
- (3) 国又は他の地方公共団体
- (4) 市内官公署
- (5) 市内の公共的団体

- (6) スポーツ・レクリエーション活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織
 - (7) 市内団体が3団体以上で合同して使用する際の合同の団体
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次条第5号アに規定にする団体（三鷹市体育協会を除く。）は、規則第4条第1項の申請書の提出及び同条第3項の登録カードの交付を要するものとする。

（使用申請の特例）

第10条 市長は、規則第5条第5項の規定により、次に掲げるときは、優先して体育施設の使用を承認することができる。

- (1) 三鷹市が主催又は共催する事業で使用するとき。
- (2) 条例第3条に規定する指定管理施設において指定管理者が主催又は共催する事業で使用するとき。
- (3) 国又は他の地方公共団体が公用で使用するとき。
- (4) 市内官公署が公用で使用するとき。
- (5) 第10条の3に規定する年間利用調整による使用で次のいずれかに該当するとき。

ア 三鷹市体育協会、当該協会に加盟する連合組織、地域スポーツクラブ（ベッセルスポーツクラブ及び三鷹ウエストスポーツクラブをいう。）その他市長が認める団体（以下「三鷹市体育協会等」という。）が主催し、広く市民を対象とした大会、イベント、教室又は講習（以下「大会等」という。）で使用するとき。

イ 三鷹市体育協会等の加盟する上部団体が主催する大会等で使用し、かつ、市が後援を認めるとき。

ウ 三鷹市体育協会等の後援、支援する団体が主催する大会等で使用し、かつ、市が後援を認めるとき。

エ 公益財団法人日本中学校体育連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟その他これに準じる団体が主催する大会で使用するとき。

- (6) 前号アからエまでのいずれかによる場合又は第10条の4に規定する5か月前申請による使用で次のいずれかに該当するとき。

ア 市内の公共的団体又はスポーツ・レクリエーション活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が主催し、広く市民を対象としたスポーツ・レクリエーションに関する大会等で使用するとき。

イ 市内団体が3団体以上で合同して行うスポーツに関する大会等で使用するとき。

ウ 市内私立保育園又は私立幼稚園が全構成員を対象とした体育的行事で使

用するとき。

エ 市内事業者が福利厚生を目的としたスポーツに関する事業で使用する
とき。

オ スポーツ・レクリエーション活動を主たる目的とする市内団体が広域的
な大会に出場する際、大会主催者から大会で使用するため施設の提供を求
められたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(市等による使用)

第 10 条の 2 前条第 1 号から第 4 号まで及び同条第 7 号の規定により体育施設
を使用するときは、市長が別に定める日までに、三鷹市市民体育施設使用願
い（様式第 3 号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するもの
とする。

(年間利用調整による使用)

第 10 条の 3 三鷹市体育協会等は、年間利用調整により体育施設を使用すると
きは、毎年 11 月末日までに、翌年の 4 月から翌々年 3 月までの当該団体の体
育施設の使用計画案を市長に提出するものとする。この場合において、三鷹
市体育協会等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人に対して費用を徴収して使用する場合は、当該費用は一人 1 回当たり
3,000 円を上限とする。

(2) 個人に対し月会費、年会費を徴収する場合は、それぞれ一人当たり月
5,000 円、一人当たり年 60,000 円を上限とする。

(3) 1 団体につき 1 競技の使用とする。ただし、市が後援を認める場合並びに
三鷹市体育協会及び地域スポーツクラブが提出する場合は、この限りでない。

(4) 団体規約、構成団体一覧、役員名簿、会費等の団体概要が分かる書類及び
施設使用実績報告を提出すること。

(5) 使用計画案の対象日は、原則として土曜日、日曜日及び祝日とする。

2 市長は、次のとおり当該年度体育施設利用計画を決定する。

(1) 前項の使用計画案において使用区分が重複する場合の優先順位は、第 10
条第 5 号に規定する順序（同号エを除く。）とする。

(2) 前号の規定により使用区分の優先順位が決定できない場合は、市長は、三
鷹市体育協会等からの意見を聞いたうえで優先順位を調整し、それでも優先
順位の決定に至らない場合は、抽せんにより決定するものとする。

(3) 第 10 条第 5 号エによる使用は、前 2 号による優先順位の決定後に先着順
により決定するものとする。

3 三鷹市体育協会等は、前項の規定により決定された当該年度体育施設利用
計画に基づき体育施設を使用する場合は、体育施設の使用を希望する日の属

する月の2月前の1日から15日（窓口が休館日の場合は、その前の開館日）までに三鷹市市民体育施設使用願いに市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、市の後援が必要なものについては、当該使用願いの提出の前に市の後援を受けていなければならない。

（5か月前申請による使用）

第10条の4 第10条第5号及び第6号の規定に該当する団体は、5か月前申請（前条の年間利用調整後に行う体育施設の優先利用の申請をいう。）により体育施設を使用する場合は、体育施設の使用を希望する日の属する月の5月前の1日から4月前の5日までに三鷹市市民体育施設使用願いに市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、当該団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人に対して費用を徴収して使用する場合は、当該費用は一人1回当たり3,000円を上限とする。
- (2) 個人に対し月会費、年会費を徴収する場合は、それぞれ一人当たり月5,000円、一人当たり年60,000円を上限とする。
- (3) 1団体につき1競技の使用とする。ただし、市が後援を認める場合並びに三鷹市体育協会及び地域スポーツクラブが提出する場合はこの限りではない。
- (4) 団体規約、構成団体一覧、役員名簿、会費等の団体概要が分かる書類及び施設使用実績報告を提出すること。
- (5) 第10条第6号イの規定による使用は、合同する各団体において1年度につき1回とする。
- (6) 第10条第6号オの規定による使用は、各団体において1月につき最大6区分とする。

2 前項の三鷹市市民体育施設使用願いの受付は、申請の順序による。

（使用の承認）

第10条の5 市長は、前3条の規定により体育施設の使用を承認したときは、三鷹市市民体育施設使用承認書（様式第4号）により通知するものとする。

（抽せんの申込み及び抽せん）

第11条 規則別表第2に規定する市内団体による抽せん予約期間の使用の申込みについては、1団体につき1月分で10区分を限度として申し込むことができる。ただし、当該申込みに対する当せん区分は5区分を限度とする。

2 前項の使用の申込みの限度及び当該申込みに対する当せん区分の限度は、次の施設の申込みの区分を合算したものとする。

(1) 体育施設

(2) 三鷹市子ども発達支援センター条例（平成28年三鷹市条例第6号）別

表に掲げる施設

- (3) 井口特設グラウンド
- (4) 中原スポーツ児童遊園
- (5) 民間スポーツ施設

- 3 市長は、複数の登録団体から第1項の使用の申込みがあったときは、体育施設の使用を希望する日の属する月の3月前の11日にコンピューター抽せんを行い、同月の15日にその抽せん結果について当該申込みを行った団体に対し、三鷹市生涯学習施設等予約システム（以下「施設予約システム」）により公開する。

（先着順による申込み）

第12条 規則別表第2に規定する市内団体による先着予約期間の使用の申込みについては、前条第3項の抽せんにより当せんした区分を含めて1団体につき1月分で20区分を限度として申し込むことができる。

- 2 規則別表第2に規定する市外団体による先着予約期間の使用の申込みについては、1団体につき1月分で10区分を限度として申し込むことができる。

- 3 前2項の使用の申込みの限度は、前条第2項の規定を準用する。

（施設予約システムによる申請期間）

第13条 施設予約システムによる貸切使用の申請に係る受付期間の末日は、規則別表第2の規定にかかわらず、使用日の前日とする。ただし、使用日当日の使用については、施設予約システムによらないで申請することができる。

（使用区分の変更）

第14条 条例別表第4の時間区分及び規則別表第1の使用区分は、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合には変更することができる。

（使用の取消し）

第15条 規則第5条第2項及び第3項の規定により使用の決定を受けた団体又は同条第4項若しくは第10条の5の規定により使用の承認を受けた団体がその使用を取り消すときは、使用日の7日前までに市長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定により使用を取り消す場合において、使用日の7日前が三鷹中央防災公園・元気創造プラザの休館日にあたるときは、その直前の同館の開館日までに、市長に申し出なければならないものとする。

（使用申請の一時停止）

第16条 市長は、登録団体が条例別表第4から別表第6に規定する体育施設等の使用料、規則別表3に規定する体育施設の設備及び器具の使用料又は子ども発達支援センター条例別表に規定する施設の使用料を滞納したときは、体育施設の使用申請及び体育施設の使用を一時停止することができる。

(使用料の減免)

第 17 条 規則第 12 条第 1 項第 1 号アの障がい者（児）で組織する市内の団体とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者、東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日付民児精発第 58 号）に基づく愛の手帳の交付を受けている者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を主な構成員とする団体をいう。

2 規則第 12 条第 1 項第 2 号アの障がい者（児）についても前項の取扱いに準ずるものとする。

3 規則第 12 条第 1 項第 1 号イ並びに第 9 条第 5 号、第 10 条第 1 項第 5 号及び同項第 6 号の市内の公共的団体とは、三鷹市体育協会、三鷹市スポーツ推進委員協議会、三鷹市芸術文化協会、社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会、住民協議会、三鷹市が出資等行って設立した法人等をいう。

4 規則第 12 条第 1 項第 1 号キの規定による市長が特に必要があると認め、使用料を減額し、又は免除することができる場合及び金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内団体が姉妹市町又は友好市町村と交流する目的で使用する場合 2 分の 1 減額

(2) 東京都内児童福祉施設の交流事業の目的で使用する場合 2 分の 1 減額

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長がその都度必要があると認める事業
市長がその都度定める額

(個人使用に係る高齢者減額カードの交付)

第 18 条 規則第 12 条第 1 項第 2 号イに規定する市内に住所を有する 70 歳以上の者及び規則第 12 条第 1 項第 2 号ウに規定する調布市に住所を有する 70 歳以上の者については、本人の申請により高齢者減額カード（様式第 5 号）を発行する。ただし、規則によって体育施設の個人使用の使用料が免除される者は除く。

2 前項に基づいて高齢者減額カードの発行を受けようとする者は、市長に高齢者減額カード発行申請書（様式第 6 号）を提出するとともに年齢及び住所を証する書類を提示して市長に申請しなければならない。

3 個人使用できる体育施設を使用しようとする者が、規則第 12 条第 1 項第 2 号イ及びウに規定された使用料の減額の適用を受けようとするときは、個人使用券を購入する際に高齢者減額カードを市長に提示しなければならない。

4 高齢者減額カードの発行を受けようとする者が、虚偽その他の行為により、不正に高齢者減額カードの発行を申請した場合又は高齢者減額カードを他人

に譲渡又は使用させる等不正に使用した場合、市長は、高齢者減額カードの使用を停止し、又は返還を求めることができる。

(使用料の還付)

第 19 条 規則第 14 条第 1 項第 1 号の使用者の責によらない理由とは、次の各号のいずれかに該当するときであつて、市長が認めるものをいう。

- (1) 災害等の緊急事態が発生したとき。
- (2) 三鷹市に暴風、大雨、洪水等の特別警報及び警報並びに強風注意報が発令されているとき。
- (3) 台風の接近等により、三鷹市に影響が及ぶと予想されるとき。
- (4) 屋外の体育施設で、雨天、積雪、雷等の悪天候の場合又は雨天及び積雪によりグラウンドコンディションが著しく悪くなったとき。
- (5) 屋外の体育施設で、光化学スモッグ警報又は高温注意情報が発令されているとき。
- (6) 屋外の体育施設で、スポーツに関する大会の開催にあたり天候等を考慮し予備的な日程として使用承認を受けていたが、その必要がなくなったとき。
- (7) その他やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定は、使用する時間区分の 2 分の 1 以上の時間の使用ができたときには、適用しないものとする。

(指定管理者に関する読替え)

第 20 条 条例第 3 条の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第 5 条から第 11 条まで、第 15 条、第 16 条、第 18 条及び第 19 条の規定の適用については、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条から第 11 条まで、第 15 条、第 16 条、第 18 条及び第 19 条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 8 条及び第 10 条（第 10 条第 5 号アを除く。）の規定中「三鷹市」とあるのは「指定管理者」と、様式第 1 号から様式第 3 号まで及び様式第 6 号中「三鷹市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第 4 号中「三鷹市長氏名」とあるのは「指定管理者氏名」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(準備行為)

2 この要領の規定による三鷹市総合スポーツセンター、三鷹市新川テニスコート及び三鷹市大沢総合グラウンドの体育施設並びに設備及び器具の使用に係る手続その他の行為、この要領の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和元年 11 月 26 日から施行する。

2 改正後の要領第 10 条の規定の適用については、大沢総合グラウンドサッカー・ラグビー場及びテニスコート並びに新川テニスコートについては、令和 2 年 4 月 1 日以後の使用について、大沢総合グラウンド野球場、ソフトボール場及び練習場については、令和 2 年 10 月 1 日以後の使用について、その他施設については、令和 3 年 4 月 1 日以後の使用についてそれぞれ適用する。

別表（第 2 条、第 8 条関係）

体育施設名	団体 区分	団体登録の要件
三鷹市総合スポーツセンター	市内 団体	1 構成員が 6 人以上であること。 2 構成員の半数以上が市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。 3 18 歳以上の市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する代表者及び連絡担当者を有すること。
	市外 団体	1 構成員が 6 人以上であること。 2 構成員の半数未満の者が市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。 3 18 歳以上の代表者及び連絡担当者を有すること。
三鷹市新川テニスコート	市内 団体	1 構成員が 6 人以上であること。 2 構成員の全てが市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。 3 18 歳以上の市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する代表者及び連絡担当者を有すること。

三鷹市 大沢野 川グラ ウンド	野球場 サッカー・ラグ ビー場	市内 団体	1 構成員が9人以上であること。 2 構成員の全てが市内に住所を有する者 又は市内に通勤し、若しくは通学する者で あること。 3 18歳以上の市内に住所を有し、又は市内 に通勤し、若しくは通学する代表者及び連 絡担当者を有すること。
	テニス コート	市内 団体	1 構成員が6人以上であること。 2 構成員の全てが市内に住所を有する者 又は市内に通勤し、若しくは通学する者で あること。 3 18歳以上の市内に住所を有し、又は市内 に通勤し、若しくは通学する代表者及び連 絡担当者を有すること。
三鷹市 大沢総 合グラ ウンド	テニス コート	市内 団体	1 構成員が6人以上であること。 2 構成員の全てが市内に住所を有する者 又は市内に通勤し、若しくは通学する者で あること。 3 18歳以上の市内に住所を有し、又は市内 に通勤し、若しくは通学する代表者及び連 絡担当者を有すること。
		市外 団体	1 構成員が6人以上であること。 2 構成員に市内に住所を有する者又は市 内に通勤し、若しくは通学する者以外の者 がいること。 3 18歳以上の代表者及び連絡担当者を有 すること。
	野球場 ソフト ボール 場 練習場 サッカー・ラグ	市内 団体	1 構成員が9人以上であること。 2 構成員の全てが市内に住所を有する者 又は市内に通勤し、若しくは通学する者で あること。 3 18歳以上の市内に住所を有し、又は市内 に通勤し、若しくは通学する代表者及び連 絡担当者を有すること。

	ビー場 会議室	市外 団体	1 構成員が9人以上であること。 2 構成員に市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者以外の者がいること。 3 18歳以上の代表者及び連絡担当者を有すること。
	多目的 スポーツ 広場	市内 団体	1 構成員が6人以上であること。 2 構成員の全てが市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。 3 18歳以上の市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する代表者及び連絡担当者を有すること。
		市外 団体	1 構成員が6人以上であること。 2 構成員に市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者以外の者がいること。 3 18歳以上の代表者及び連絡担当者を有すること。

備考 構成員は、実際に体育施設を使用する者とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

使用団体登録変更・廃止届

年 月 日

（あて先）三鷹市長

下記のとおり使用団体登録の（変更・廃止）を届け出ます。

団 体 名			登録番号
変 更 内 容		☐ 代表者の登録内容 ☐ 連絡先の登録内容 ☐ 使用施設の登録変更 ☐ 登録者（団体登録名簿に記入されている方）	
区 分		変 更 前	変 更 後
代 表 者	氏 名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	住 所	〒	〒
	メー ル アドレス		
	電 話		
	F A X		
	携帯電話		
	勤務先・ 学 校 等		
連 絡 先	氏 名		
	電 話		
	F A X		
	携帯電話		
使 用 施 設			

【裏面に登録者変更があります。】

	No	区分	変 更 前	変 更 後
登 録 者		氏 名		☐ 削除 ☐ 変更
		住 所		
		電 話 番 号		
		氏 名		☐ 削除 ☐ 変更
		住 所		
		電 話 番 号		
		氏 名		☐ 削除 ☐ 変更
		住 所		
		電 話 番 号		
		氏 名		☐ 削除 ☐ 変更
		住 所		
		電 話 番 号		
		氏 名		☐ 削除 ☐ 変更
		住 所		
		電 話 番 号		
		氏 名		☐ 削除 ☐ 変更
		住 所		
		電 話 番 号		
		氏 名		☐ 削除 ☐ 変更
		住 所		
		電 話 番 号		

※登録者変更欄が足りない場合はコピーをして記入してください。

※市外在住で市内に在勤・在学の方の内容変更については、住所欄に記入してください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

（あて先）三鷹市長

申 請 者	住所
	氏名 印
	電話

使用団体登録カード再交付申請書

下記の理由により、使用団体登録カードの再交付を申請します。

登 録 番 号			
団 体 名			
理 由	毀 損		
	汚 損		
	紛 失 その他	日 時	年 月 日 時頃
		場 所	
		状 況	

※該当する理由を○で囲み、必要事項を記載してください。

様式第 3 号（第 10 条関係）

三鷹市市民体育施設使用願い

（あて先）三鷹市長 年 月 日

申請者	団体名	代表者	印
	住 所	電 話	

- 【提出期間等】 ① 年間利用調整による場合、使用日の 2 月前の 1 日から 15 日まで
② 5 か月前申請による場合、使用日の 5 月前の 1 日から 4 月前の 5 日まで
③ 市長が必要と認める場合

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
使用施設	第一希望 (面)	使用予定人数 人	
	第二希望 (面)		
使用目的 (できるだけ詳しく お書きください。)			
設備及び器具			
当日会場 責任者	住所		
	氏名	電話	

- ※ 上記枠内に必要事項を記入してください。
※ 各大会、イベント、教室など使用目的ごとに提出してください。
※ 年間利用調整分で市の後援が必要な場合は、後援決定の写しを必ず添付してください。
※ 大会の場合は要綱（試合の組合せ、試合数など）を必ず添付してください。
※ イベント、教室等の場合は詳細内容を必ず添付してください。
※ 申請の目的以外で使用しないでください。

決定欄	許可・不許可	区分	① ・ ② ・ ③
連絡欄	／ 様		
決定理由・内容			
使用料の減免	減額なし ・ 1/4 減額 ・ 1/2 減額 ・ 全額免除		
減免理由	三鷹市市民体育施設条例施行規則第 11 条第 1 項第 号 適用		

課長	係長	係

	月日	担当
入力	/	()
入力確認	/	
※ (団体名入力)	/	
システム確認	/	
許可書出力	/	
許可書渡	/	
使用料受付	/	

年 月 日

三鷹市市民体育施設使用承認書

団 体 名
代 表 者 様
三鷹市長 氏 名 印

下記のとおり、施設の使用を承認します。

使 用 日 時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
使 用 施 設	
条 件 等	[使用目的] [使用人数] 人
減 免 情 報	
使 用 料	
備 品 明 細	

（表）

高齢者減額カード

氏名

発行日

（裏）

- 施設をご利用の際は、必ずこのカードを提示してください。
- このカードは、他人に貸さないでください。
- 登録内容に変更があったとき又はカードを無くしたときは、必ず届け出てください。
- このカードは、折り曲げないでください。
- このカードを拾得された方は、下記までご連絡ください。

電話

年 月 日

（あて先）三鷹市長

高齢者減額カード発行申請書

次のとおり、高齢者減額カードの発行を申請します。

氏 名			
住 所			
電 話 番 号			
生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳

..... 下欄には記入しないでください。

決 裁 区 分						
内 容 等	1 発行する。					
	2 発行しない。		理由			
	備考					